2　前項の報告書には、当該産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

第十二条の三十中「様式第三十一号」を「様式第三十三号」に改める。

第十二条の三十四第三項中「様式第三十一号の二」を「様式第三十四号」に改める。

第十二条の三十五第一項及び第十二条の三十八第一項中「様式第三十一号の三」を「様式第三十五号」に改める。

第十四条中「様式第三十二号」を「様式第三十六号」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物）

第十八条の二　法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物は、次の各号のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする。

一　次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次号において同じ。）であるもの

イ　建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であつて、その請負代金の額が五百万円以下であるもの

ロ　引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であつて、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が五百万円以下であるもの

二　次のように運搬される廃棄物であるもの

イ　一回当たりに運搬される量が一立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの

ロ　当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者（法第二十一条の三第一項に規定する元請業者をいう。）が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの）に限る。）に運搬されるもの

ハ　当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

2　建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、前項第一号イの規定を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

第二十条第一号中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改め、同条中第九号から第十一号までを削り、第八号を第十四号とし、第四号から第七号までを六号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第十二条の十二の二十五第一項第一号、第二号」を「第十二条の十二の二十五第一項第二号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第十二条の十二の二十五第四項及び第十二条の十二の二十六第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

第二十条第二号中「第十二条の十二の二十第一項第一号、第二号、第四号」を「第十二条の十二の二十第一項第二号」に、「、第八号及び第九号」を「及び第九号から第十一号まで」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第十二条の十二の二十第四項及び第十二条の十二の二十一第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

第二十条中第一号の三を第五号とし、同条第一号の二中「第六条の二十七第一項第一号、第二号」を「第六条の二十七第一項第二号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三　第六条の二十七第四項及び第六条の二十八第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

四　第八条の三の二第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第六条の二十七関係）

（表面）

一般廃棄物輸出確認申請書（個別・一括）

年　月　日

環境大臣　殿

申請者
住　所
氏　名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第1項の規定により、一般廃棄物の輸出の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

①一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②一般廃棄物の数量（当該一般廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあつては輸出の回数及び数量の上限とする。）	
③一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
④一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの運搬を行う者	住　所 氏　名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
⑤運搬施設の種類	
⑥運搬経路	
⑦一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの処分を行う者	住　所 氏　名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
⑧処分を行うための施設の種類	
⑨処分を行うための施設の設置場所	
※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）